主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人等の負担とする。

理 由

弁護人西尾政義の上告趣意は、単なる法令違反若しくは量刑不当の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない(公判期日指定書は裁判書ではないから、裁判長の押印がないからといつて、これを無効とすべきいわれはない。従つて論旨第一は前提を欠くものである)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年五月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎